

議事日程第 1 1 号

令和 8 年 (2026 年) 招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 3 1 日 午前 9 時 3 0 分開議

議会期間 (令和 8 年 8 月 3 1 日から同年 9 月 2 9 日まで 3 0 日間)

日程第 1	発議第 1 3 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 1 4 号	議会運営委員の選任について
日程第 3	議案第 7 6 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 4	議案第 7 7 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 5	議案第 7 8 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	議案第 7 9 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第 8 0 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 8 1 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 8 2 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 8 3 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 8 4 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議案第 8 5 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議案第 8 6 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	議案第 8 7 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	議案第 8 8 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市下水道事業会計決算

		認定について
日程第 1 6	議案第 8 9 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市下水道事業剰余金の処分について
日程第 1 7	議案第 9 0 号	大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例について
日程第 1 8	議案第 9 1 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 9 2 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 0	議案第 9 3 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 9 4 号	大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 2 2	議案第 9 5 号	大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 3	議案第 9 6 号	大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 4	議案第 9 7 号	令和 8 年度 (2026年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 6 号) について
日程第 2 5	議案第 9 8 号	令和 8 年度 (2026年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 6	議案第 9 9 号	令和 8 年度 (2026年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 7	議案第 1 0 0 号	令和 8 年度 (2026年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 2 8	報告第 4 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第 2 9	報告第 5 号	令和 7 年度 (2025年度) 大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第 3 0	報告第 6 号	令和 7 年度 (2025年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振

興事業団の事業実績及び決算の報告について

発議第13号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

令和8年(2026年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

記

8番 西野 滋胤

9番 山本 尚生

発議第14号

議会運営委員の選任について

大阪狭山市議会委員会条例（昭和29年大阪狭山市条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり議会運営委員を選任されたい。

令和8年(2026年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

記

議会運営委員	1 人
--------	-----

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年(2026年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府高槻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 中 村 泰 介

昭和54年〇〇月〇〇日生

議案第 77 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年（2026 年）8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 奈良県奈良市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 中 村 雄 太

昭和 59 年〇〇月〇〇日生

議案第 78 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 79 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 80 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市介護保険特別会
計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 81 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 82 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 83 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 84 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 85 号

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 86 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 87 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 88 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 89 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市下水道事業剰余
金の処分について

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市下水道事業会計で生じた剰余金の処分を下記のとおり行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,372,999,793	723,607,972	421,615,281
議会の議決による処分額	0	0	△120,000,000
事業規模の変更	0	0	0
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	△120,000,000
処分後残高	3,372,999,793	723,607,972	(繰越利益剰余金) 301,615,281

※この計算書における△表記は、減少を示すものです。

議案第 90 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年大阪狭山市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 4 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 3 6 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第 4 5 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 8 4 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、又は消防法第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 3 6 条第 8 項において準用する場合を含む。）若しくは第 2 9 条第 5 項（同法第 3 0 条の 2 及び第 3 6 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第 3 5 条の 1 0 第 1 項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業

若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受けるべき権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利を変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

（損害補償の種類、範囲、金額等）

第4条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

（審査請求）

第5条 市の行う非常勤消防団員、非常勤水防団員並びに消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

（報告、出頭等）

第6条 市は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第7条 市は、非常勤消防団員等に対して、この条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、市は、その損害

補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）」を「大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（令和8年大阪狭山市条例第●号）」に改める。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和63年大阪狭山市条例第5号）
- (2) 大阪狭山市職員公務災害等見舞金支給条例（平成3年大阪狭山市条例第17号）
- (3) 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第17号）
- (4) 大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第64号）

議案第 9 1 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年大阪狭山市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（委任）

第３条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表に次のように加える。

災害応急作業等 当	異常な自然現象により重大な災害 が発生した場合等に規則で定める 作業に従事した職員	１日につき ２，８８０円 を超えない範囲内で規則 で定める額
--------------	---	--------------------------------------

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 93 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第19条第1項ただし書中「及び第19条の4第1項」を「並びに第19条の4第1項及び第2項第4号」に改める。

第19条の3第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第19条の4第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第29条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下で

あるものに限る。)を有するもの

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有するもの

第19の4第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第30条の11の次に次の1条を加える。

（固定資産税の免税点）

第30条の12 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては1,800,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附則第3条の3中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の6第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第4条中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条の7中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第5条の3中「3分の2」を「2分の1」に、「7分の6」を「5分の3」に、「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第23条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の3第3項から第9項までの改正規定及び第3条第2項の規定 公布の日

(2) 第30条の11の次に1条を加える改正規定及び第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(3) 第18条の6第2項の改正規定並びに附則第4条、附則第4条の7及び附則第23条の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）第19条の4第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大阪狭山市市税条例第19条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第3条の6第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定す

る要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第23条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第23条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 94 号

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理
に関する条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大阪狭山市立老人福祉センターの項位置の欄を次のように改める。

大阪府大阪狭山市今熊一丁目106番地

第2条 大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「管理」を「運営」に改める。

第1条中「管理」を「運営」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(運營業務の委託)

第3条 市長は、センターの運営に関する業務の一部を市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

第4条 削除

第5条及び第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第7号中「指定管理者が管理上」を「市長が運営上」に改める。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条中「指定管理者」を「市長」に改める。

(大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正

する。

第2条の表大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの項位置の欄を次のように改める。

大阪府大阪狭山市今熊一丁目106番地

第4条 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「管理」を「運営」に改める。

第1条中「管理」を「運営」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(運營業務の委託)

第3条 市長は、センターの運営に関する業務の一部を市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

第4条 削除

第5条及び第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第7号中「指定管理者が管理上」を「市長が運営上」に改める。

第10条及び第13条中「指定管理者」を「市長」に改める。

(大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大阪狭山市障害者地域活動支援センターの項位置の欄を次のように改める。

大阪府大阪狭山市茱萸木二丁目306番地の4

第6条 大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「管理」を「運営」に改める。

第1条中「管理」を「運営」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(運營業務の委託)

第3条 市長は、大阪狭山市障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する業務の一部を市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

第4条 削除

第5条及び第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削る。

第8条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「管理上」を「運営上」に改める。

第9条各号列記以外の部分及び第1号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第4号中「指定管理者が管理上」を「市長が運営上」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は令和9年2月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年4月1日前に第2条、第4条及び第6条の規定による改正前の大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例及び大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第2条、第4条及び第6条の規定による改正後の大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例及び大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例の規定による必要な手続その他の行為は、令和9年4月1日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

議案第 9 5 号

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等
の制限に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（令和7年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「内においては」を「内における建築物の用途は」に改める。

別表第1に次のように加える。

岩室三丁目地区地区計画

別表第2第4項及び第5項中「これに」を「これらに」に改め、同表に次の1項を加える。

6 岩室三丁目地区地区計画

(ア)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものを除く。）以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第4条各号に掲げるものをいう。）の販売を目的とする店舗その他これらに類するものを除く。）又は飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 診療所 (3) スポーツの練習場 (4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (5) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（ほ）の項第1号から第3号までに掲げるものを除く。ただし、木材の引割又はかんな削りで出
-----	-----------	--

		力の合計が８キロワット以下の原動機を使用するものについては、この限りでない。）
(イ)	建築物の容積率の最高限度	—
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	—
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	１，０００平方メートル
(オ)	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画区域境界線までの距離は、４メートル以上でなければならない。
(カ)	建築物の高さの最高限度	建築物及び附属する工作物（工作物に該当しない広告塔、広告板等を含む。）の高さは、１５メートル以下でなければならない。
(キ)	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	—
(ク)	垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する門又は塀を道路に面して設置する場合は、生垣又は網状その他これらに類する形状等透視可能構造としなければならない。ただし、地盤面からの高さが０．６メートル以下のものについては、この限りでない。
(ケ)	建築物の形態又は意匠の制限	—
(コ)	建築物の緑化率に関する制限	１０分の２

附 則

この条例は、令和８年１１月１日から施行する。

議案第 96 号

大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 97 号

令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 6 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 6 号) を別案のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 98 号

令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 99 号

令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市介護保険特別会
計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 100 号

令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度 (2026 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

(単位 : %)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
— (12.87)	— (17.87)	3.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 6 号

令和 7 年度 (2025 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 (2026 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人